

「殺処分ゼロを求める・第四次動物愛護管理法の改正」

THE ペット法塾代表 弁護士 植田勝博

- 1 2019年2月22日、院内「動愛法改正」大集会
「動物の保護と管理に関する法律」(昭和48年、)
「動物の愛護と管理に関する法律」(平成11年、1999年)、第一次動物愛護管理法
平成24年(2012)第三次動愛法改正

- 2 犬猫殺処分ゼロ達成に必要なこと
 - (1) 無責任なブリード(血統、命を生む)、販売
 - (2) 飼主等動物の遺棄、飼育放棄についての取締り
 - (3) 行政の殺処分ゼロ

- 3 行政の殺処分ゼロ達成に必要なこと
 - (1) 現行法は殺さないことが原則である。(動愛法35条、付帯決議)
行政は未だ「殺すことを原則」とする錯覚に陥った状況
 - (2) 猫：殺処分目的の猫は引取らない。官民のTNR。(行政は逆方向にある)
 - (3) 犬：所有者探し(所有者の権利と犬の保護、遺失物法をし、所有者がいない犬(同法公示期間満了後)は、広く譲渡募集をして殺処分をしない。

- 4 第4次法改正
 - (1) 動愛法35条4項に次の項目を入れる
「やむを得ないとき以外は殺処分をしない。」
「譲渡適性審査」(行政の殺処分の名目としている。)
 - (2) 野良猫を殺さない付帯決議の立法化 官民一体でTNRと給餌をもって、顕著な実効性があることが各行政から報告がある。

- (3) 行政の動物の引取、公示しない（即日殺処分、又は2日の公示）、大量殺処分の実態。

行政の『無責任な餌やり禁止』キャンペーンによる妨害

- (4) 遺失物法の踏みにじり（所有者と動物の命を犠牲にしている。）

矛盾した現状は無くすこと。これ以上の違法の放置は許されない。

- (5) 動物犯罪の重罰化と取締り

行政は、罪のない動物を殺し、犯人は放置する。行政は動物を保護する。犯罪者の取締りが必要。警察への通報義務が必要。

警察は動物の命を保護することが法益である。

- (6) 動物シェルター

犬の引取りと譲渡をするについては、行政シェルターが必須である。

5 東京オリンピックゼロキャンペーンの成功に向けて

① 時代、動愛法50年の形が必要

② 世界水準のための、①殺す行政をなくす、②業者規制、③飼主の規制、動物犯罪の規制。